



第52回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にスマートフォン、インターネットまたは郵送により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

また、株主様からは事前に書面にてご質問を受け付けたうえで、株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。なお、説明には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
場 所	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル フクラシア東京ステーション 5階会議室
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件

セントラルスポーツ株式会社
証券コード 4801

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
代表取締役社長 後 藤 聖 治

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、スマートフォン、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル
フクラシア東京ステーション 5階会議室
<u>新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申しあげます。</u> |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.central.co.jp>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載していません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.central.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎事前質問につきましては、書面にて受け付けさせていただき、お名前、届出住所、質問内容をご記入のうえ、以下の住所宛に、6月22日（水曜日）午後6時20分までに到着するようご郵送ください。

※株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただきますものではない旨ご了承ください。

〒104-8255 東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社 株主総会事前質問 宛

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記と同様、当社ウェブサイト (<https://www.central.co.jp>) にてお知らせいたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。

◎お土産は、特段ご用意させていただいておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は、受付での検温、手指消毒および会場内でのマスクの常時着用にご協力ください。発熱が認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

◎当社役員、スタッフは全員マスク等を着用し対応いたします。

◎感染リスク抑制のため、円滑な議事進行に努め、また、報告事項や議案の詳細な説明を省略することにより、所要時間が短くなる可能性があります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



スマートフォン、インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時20分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時20分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

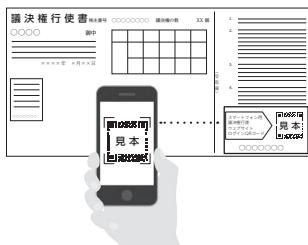
議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

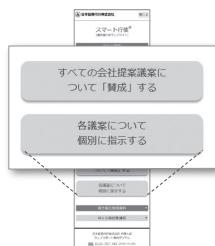
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

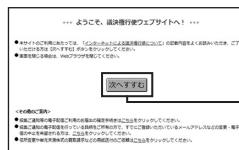
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (707) 743
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対策と経済成長の両立により景気回復の兆しが見え始め、徐々に防疫措置を緩和する動きが広がってきました。日本経済は感染症の影響による社会経済活動の制約がありましたが、緊急事態宣言の全面解除により徐々に持ち直しました。その後再びオミクロン変異株の急拡大により回復のペースが鈍化しましたが、年度末にはすべての措置が解除され、経済回復への兆しが見え始めました。

当フィットネス業界におきましては厳しい経営環境が続いておりましたが、人の移動や動きが徐々に増えたことにより、施設利用や入会について回復傾向がみられました。また感染症による健康二次被害への予防対策が推奨され、健康的な生活への意識向上もあり、社会的にも大変重要な役割を果たしていくことが期待されています。

このような状況の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、顧客満足度の向上に資する新たな価値の創造を目指し、空調換気環境の整った施設の提供と指導力・接客力の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度は、直営店3店舗と業務受託店1店舗の合計4店舗を出店、直営店3店舗と業務受託店4店舗の合計7店舗の営業を終了、また1店舗は業務受託店から直営店へと変更しました。

◆新規出店・新規業務受託店

- 4月 兵庫県立文化体育館（兵庫県神戸市長田区）※
- 5月 セントラルスポーツジム24新河岸（埼玉県川越市）
- 10月 セントラルスポーツジム24八幡山（東京都杉並区）
- 10月 セントラルスポーツジム24入谷（東京都台東区）

◆営業終了店・業務受託終了店

- 6月 東青梅セントラルスポーツクラブ（東京都青梅市）

- 7月 セントラルフィットネスクラブ東岡崎（愛知県岡崎市）
- 12月 パレスセントラルフィットネスクラブ（埼玉県さいたま市大宮区）※
- 3月 セントラルプライムプラザラフレさいたま（埼玉県さいたま市中央区）
- 3月 多摩スポーツセンター（東京都多摩市）※
- 3月 G S Mスポーツクラブ（山形県尾花沢市）※
- 3月 みなとセントラルスイミングスクール（大阪府大阪市港区）※

◆業務受託店より直営店へ変更

- 3月 セントラルスポーツクラブ東戸塚（神奈川県横浜市戸塚区）

※は業務受託店

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営181店舗、業務受託60店舗、合計241店舗となりました（3月末営業終了の4店舗は店舗数に含む）。

店舗の状況につきましては、第1四半期に発出された緊急事態宣言により、一部店舗において約1か月間の休業を余儀なくされました。その後もまん延防止等重点措置により各自治体の指示に応じて営業時間の短縮などを実施しました。感染症予防対策は行政の指示をもとに「お客様と従業員の安全のために」を掲げ、空調換気環境や衛生管理の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等により、万全の環境を整えて運営いたしました。

当連結会計年度も感染症への対応を大きな課題と捉え、その環境下での経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを進めました。感染症に対応した事業継続計画（BCP）の推進に取り組み、超効率化運営、各種契約の見直し、オンライン事業の拡充、営業施策としては、フィットネス会員継続促進、休会者・一時退会者の早期復帰促進、子供向け短期教室や体験会・有料イベントの実施強化、スポーツを楽しんでいただける機会と場所の提供として家族で利用可能な施設開放等を実施しました。

新たに成人向けオンライン会員「CSLive@HOME」を開始、有料でのオンライン「CSLiveイベント」を定期開催するなど、オンラインサービスを拡充しました。また、既存の店舗については、深夜から早朝までの時間が利用できる「ミッドナイトモーニング会員」区分を全国48店舗に拡げました。

お子様向けにはスクール生アプリ「セントラルスポーツKIDS」の導入を行い、入退館情報・進級履歴・模範動画のほかスピーディーな情報配信を行い、安心安全で信頼できるスクールとして満足度向上を図りました。また、教育事業として、幼稚園・小中学校の体育授業の指導受託及び研修事業を継続的に展開しており、水泳・体育指導を中心として人員の派遣や当社施設での受け入れを実施しました。

連携事業としては、日本人宇宙飛行士の健康管理運用業務の受託や心血管疾患対策に関わる医療分野で病院等と連携協定の締結などを進めました。また、社会貢献活動として全国の小学

校等での無料着衣水泳教室を継続実施、店舗では非常用浄水器の設置や会員様の来館回数を寄附金とした日本の未来を創るキャンペーン等を実施しました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、所属選手7名、所属コーチ3名が選出されました。萱和磨（かやかずま）が体操 種目別あん馬で銅メダル・男子団体銀メダル、谷川航（たにがわわたる）が同じく男子団体銀メダルを獲得し、畠田瞳（はたけだひとみ）が女子団体5位となりました。競泳では寺村美穂（てらむらみほ）が200m個人メドレー、松元克央（まつもとかつひろ）が200m自由形・男子800mフリーレー・混合400mメドレーリレーの3種目、小堀倭加（こぼりわか）が400mと800m自由形の2種目に出場し、健闘しました。パラ水泳では荻原虎太郎（おぎわらこたろう）が4種目に出場し、200m個人メドレーSM8と男子400mメドレーリレー34ポイントで日本新記録を出し、メドレーリレーでは8位入賞となりました。

10月には「セントラルスポーツ・アスリートサポートチーム」を発足し、創業時に掲げた「世界に通用するアスリートを育成する」という目標のもと、アスリートの育成・強化を行うとともに、その活動をサポートするマネジメント事業・マーケティング事業を開始しました。オリンピック10大会連続、延べ34名のオリンピック・パラリンピアンを輩出してきた確かな指導ノウハウとアスリートの魅力を生かし、これからも社会へ向けて新たな価値創造を提供してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は40,338百万円（前期比12.0%増）、経常利益は2,595百万円（前期比245.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,540百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,363百万円）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、1株につき29円とさせていただきます。中間配当は12円をすでにお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき41円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は642百万円で、店舗の取得、改修工事及び備品の購入が主なものであります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 49 期 (2019年3月期)	第 50 期 (2020年3月期)	第 51 期 (2021年3月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	54,258	53,386	36,027	40,338
経 常 利 益 (百 万 円)	3,950	3,374	752	2,595
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百 万 円)	2,638	2,138	△2,363	1,540
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	234円19銭	190円37銭	△211円03銭	137円52銭
総 資 産 (百 万 円)	43,125	44,732	43,746	44,777
純 資 産 (百 万 円)	23,702	24,738	22,144	23,540

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)明治スポーツプラザ	100百万円	100.00%	スポーツクラブ経営事業
Central Sports U.S.A.,Inc.	10,125(US\$)	100.00%	スポーツクラブ経営事業

② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
セントラルトラスト(株)	10百万円	30.72%	投 資 事 業

(4) 対処すべき課題

感染症による制約された社会経済活動が徐々に緩和される中、ライフスタイルの見直しや消費行動の活発化、健康・運動への意識向上が予想され、健康関連市場はますますニーズが高まると考えられます。しかしながら、物価上昇、水道光熱費や各種材料費の高騰など収益を圧迫する状況への対応も必要となります。事業継続の為に経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを行い、引き続き早期の業績回復を目指してまいります。

感染症に対応した事業継続計画（BCP）として取り組んでいる感染症対策の徹底、超効率化運営の推進、各種契約の見直し、オンライン事業の拡充、新たな価値創造による収益確保などを着実に進め、基幹事業であるスクール事業やフィットネス事業などのスポーツクラブ経営事業の収益力向上、人材の確保と育成、キャッシュフロー経営を目指すとともに、将来に向けた投資も進めていく予定です。

未来に向けて経営理念『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づいた新たな分野での事業創出と社会課題解決につながるサービスの提供に努め、社会に必要とされるウェルネスカンパニーとなるための基盤を構築することが重要と考えております。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

(6) 主要な営業所および店舗（2022年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都中央区新川一丁目21番2号

営業店舗

・直営店舗

東 日 本 エ リ ア	茨城県	日立店
	栃木県	S宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F宇都宮店
	群馬県	24前橋店、高崎店
	埼玉県	24越谷店、川越店、岩槻店、24新三郷店、志木店、大宮宮原店、24桶川北本店、川口前川店、24小手指店、越谷レイクタウン店、東大宮店、24蕨店、東松山店、さいたま中央店、24新河岸店
千葉県	谷津店、流山店、南行徳店、館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、千葉みなと店、24柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、本八幡店、24蘇我店、G新浦安店、24茂原店、24袖ヶ浦店、24実籾店	
東京都	24清瀬店、西東京店、成瀬店、亀有店、府中店、目黒店、福生店、24下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、24用賀店、城山店、保谷店、24自由が丘店、天王洲店、南青山店、竹の塚店、南千住店、24東十条店、24ときわ台店、大森店、成城店、24西新井店、上池袋店、24葛西店、飯田橋店、24京成小岩店、24神田店、24五反田店、24上北沢店、24亀有店、24平井店、24中延店、24三番町店、丸の内二重橋店、24中目黒店、24祐天寺店、東久留米店、24目白店、24八幡山店、24入谷店	
神奈川県	藤沢店、戸塚店、本郷台店、S東戸塚店、24二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、24武蔵小杉店、F東戸塚駅前店、24市ヶ尾店、24溝ノ口店、新川崎店、緑園都市店、24能見台店、トレッサ店、24長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店、24妙蓮寺店、センター南店、24武蔵新城店、24菊名店、24平塚店 (107店舗)	
西 日 本 エ リ ア	新潟県	N E X T 2 1 店
	石川県	野々市店、金沢店
	長野県	松本店
	岐阜県	岐阜店
	愛知県	24藤が丘店、一社店、千種店、大曾根店、清洲店、小牧店、24本山店
	京都府	太秦店
	大阪府	都島店、24平野店、24住ノ江店、新大阪駅前店、りんくう店、蒲生店、24泉大津店、24豊中店、24高槻市駅前店
	兵庫県	芦屋店、六甲道店、あまがさき店、J R 塚口店、24西代店
	和歌山県	24和歌山店
	広島県	アルパーク店、福山店
	福岡県	天神ソラリア店、24野間大池店、24警固店、24福岡アイランドシティ店
	熊本県	熊本店 (35店舗)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

北 日 本 エ リ ア	北海道	24恵み野店、24札幌店、琴似店、24東苗穂店
	青森県	八戸店、弘前店
	岩手県	24盛岡店
	宮城県	24仙台泉中央店、24仙台店、北仙台店、24仙台南小泉店、24名取南仙台店
	秋田県	24秋田広面店、横手店、24秋田土崎店
	山形県	東根店
	福島県	郡山店、24福島店
		(18店舗)

上記店舗160店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ等の店舗12店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗172店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東京都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東京都
曾谷セントラルスイムクラブ	千葉県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千葉県
みなとセントラルスイミングスクール	大阪府

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗48店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U.S.A.,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

・直営店舗7店舗を運営しております。

・業務受託店舗12店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,094 (2,616) 名	82名減 (90名増)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (5名) を除きます。
 2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
 3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
998 (2,299) 名	80名減 (16名増)	39.6歳	15.8年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者 (50名) を除き、社外から当社への出向者 (5名) を含みます。
 2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
 3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	822百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,232
株式会社みずほ銀行	1,230
株式会社三井住友銀行	1,227
三井住友信託銀行株式会社	1,192

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 19,147名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.70%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	612,900	5.47
後 藤 忠 治	598,795	5.34
後 藤 聖 治	573,100	5.11
セントラルスポーツ社員持株会	450,355	4.02
株 式 会 社 り そ な 銀 行	195,000	1.74
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	94,600	0.84
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	62,200	0.55
村 井 良 孝	61,750	0.55
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	52,994	0.47

(注) 持株比率は、自己株式 (265,661株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 および 重要な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 一般財団法人社会スポーツセンター会長
代 表 取 締 役 社 長	後 藤 聖 治	セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
専 務 取 締 役	山 崎 幸 雄	総務部・人事部担当
常 務 取 締 役	鈴 木 陽 二	競技強化部長
常 務 取 締 役	刀 禰 精 之	経理部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
常 務 取 締 役	松 田 友 治	健康サポート部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取 締 役	矢 田 恭 一	監査室担当
取 締 役	木 本 匡	営業部・営業企画部・レジャー事業部担当 アカデミー部長 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役	鶴 田 一 彦	新規事業開発部長・店舗開発部長 浜松グリーンウェブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	河 本 勝	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岩 崎 厚 宏	有限会社岩崎経営研究所代表取締役 (税理士) 株式会社マミーマート監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 田 睦 巳	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏、原田睦巳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員・常勤) 河本勝氏および取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・河本勝氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しております。
3. 2021年6月29日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員・常勤) 濱田浩氏と、取締役 (監査等委員) 川村延彦氏は任期満了により退任いたしました。

4. 代表取締役会長後藤忠治氏は、パレスセントラルスポーツ株式会社の取締役を兼職しておりましたが、2022年3月28日付で同社が解散したことに伴い、同氏は同社取締役を退任しております。
5. 代表取締役会長後藤忠治氏が会長を務める一般財団法人社会スポーツセンターは、2022年3月31日付で解散いたします。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河本勝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、取締役（監査等委員）原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	184 (-)	154 (-)	30 (-)	- (-)	9 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18 (4)	17 (4)	1 (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	202 (4)	171 (4)	31 (-)	- (-)	14 (3)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員・常勤）1名と、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名（うち社外取締役3名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針ならびに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・業績連動報酬等の内容および額の算出方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の経常利益より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役会は、代表取締役後藤聖治に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
取締役会では、各取締役の職務の執行状況を定期的にモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することや、業績の動向について定期的に審議を行うことで、報酬等の妥当性を確認しております。
また、監査等委員である取締役個々の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮し、総合的に勘案して決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役および株式会社マミーマートの監査役でもあります。当社は、有限会社岩崎経営研究所と税理士顧問委嘱契約を締結しております。株式会社マミーマートと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）原田睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科の教授および順天堂大学スポーツ健康科学部の教授であります。同大学大学院および同大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会12回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 原田睦巳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に、また、監査等委員会12回の全てに出席し、大学大学院教授としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記の報酬額以外に、前事業年度に係る追加報酬が10百万円あります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - ハ. 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
 - ニ. 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - ホ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
 - ヘ. 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
 - ト. 監査等委員会は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - チ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について

取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
- ③ 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
 - イ. リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。

- ④ 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- ⑤ 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ii 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ii 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
 - ii 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。
 - ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
 - ii 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - iii 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
 - iv 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる体制を整備する。

- ⑥ 「当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」について
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- ⑦ 「前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項」について
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、監査等委員会スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」について
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - ロ. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となり得る。
- ⑨ 「当社の監査等委員会への報告に関する体制」について
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
 - ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - iii 監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

iii 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査等委員会に報告する。

⑩ 「監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について

イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

ロ. 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。

⑪ 「監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について

イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ロ. 監査等委員会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

ハ. 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

⑫ 「その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について

イ. 監査等委員会、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

ニ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員を各部門に設置する等により、リスク管理体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、全役職者に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報先を監査等委員である取締役にしております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査の上、取締役会およびリスク管理委員会に報告致しました。

(4) 監査等委員である取締役の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を12回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員である取締役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監査を実施致しました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2022年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき29円とさせていただきます。これにより2021年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき12円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき41円となります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,782	流 動 負 債	10,328
現金及び預金	9,209	買掛金	102
売掛金	1,409	1年内返済予定の長期借入金	1,974
商品	242	リース債務	461
貯蔵品	54	未払金	2,015
その他	867	未払法人税等	687
貸倒引当金	△1	契約負債	3,225
固 定 資 産	32,995	賞与引当金	117
有 形 固 定 資 産	20,737	その他	1,742
建物及び構築物	32,888	固 定 負 債	10,909
工具、器具及び備品	5,656	長期借入金	3,865
土地	7,990	リース債務	4,882
リース資産	6,984	退職給付に係る負債	124
その他	66	資産除去債務	1,551
減価償却累計額	△32,848	その他	485
無 形 固 定 資 産	451	負 債 合 計	21,237
投資その他の資産	11,806	純 資 産 の 部	
投資有価証券	275	株 主 資 本	23,484
敷金及び保証金	10,305	資本金	2,261
繰延税金資産	551	資本剰余金	2,273
その他	722	利益剰余金	19,574
貸倒引当金	△49	自己株式	△623
資 産 合 計	44,777	その他の包括利益累計額	44
		その他有価証券評価差額金	36
		為替換算調整勘定	7
		非支配株主持分	11
		純 資 産 合 計	23,540
		負 債 純 資 産 合 計	44,777

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,338
売上原価	35,690
売上総利益	4,647
販売費及び一般管理費	3,130
営業利益	1,517
営業外収益	1,700
補助金収入	281
受取補償金	1,302
その他	116
営業外費用	622
支払利息	615
その他	6
経常利益	2,595
特別損失	182
減損損失	142
投資有価証券評価損	11
店舗閉鎖損	17
関係会社株式評価損	10
税金等調整前当期純利益	2,412
法人税、住民税及び事業税	538
法人税等調整額	334
当期純利益	1,539
非支配株主に帰属する当期純損失	△1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,540

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	18,261	△623	22,171
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△36		△36
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	2,261	2,273	18,224	△623	22,135
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△190		△190
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,540		1,540
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	1,349	-	1,349
当 期 末 残 高	2,261	2,273	19,574	△623	23,484

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	30	△70	△40	12	22,144
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△36
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	30	△70	△40	12	22,107
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△190
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					1,540
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	6	78	84	△1	83
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	6	78	84	△1	1,433
当 期 末 残 高	36	7	44	11	23,540

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 科	目 金 額	負 科	目 金 額
流 動 資 産	9,833	流 動 負 債	9,399
現金及び預金	7,687	買掛金の	95
売掛金	1,032	1年内返済予定の	1,974
商貯蔵品	225	長期借入金	418
前払費用	53	未払金	1,847
その他の費用	699	未払費用	701
貸倒引当金	136	未払法人税等	602
	△1	契約負	2,773
固 定 資 産	32,345	預り金	273
有形固定資産	19,084	賞与引当金	100
建物	7,777	その他	611
構築物	152	固 定 負 債	11,381
車両運搬具	2	長期借入金	4,865
工具、器具及び備品	189	リース債	4,812
土地	7,567	長期未払金	128
リース資産	3,395	長期預り保証金	254
無形固定資産	447	資産除去債務	1,319
借地権	53	負 債 合 計	20,780
ソフトウェア	287	純 資 産 の 部	
リース資産	18	株 主 資 本	21,361
その他の資産	88	資本金	2,261
投資その他の資産	12,812	資本剰余金	2,273
投資有価証券	90	資本準備金	2,273
関係会社株式	1,509	利益剰余金	17,450
長期貸付金	361	利益準備金	70
長期前払費用	57	その他利益剰余金	
繰延税金資産	561	圧縮記帳積立金	462
敷金及び保証金	9,984	別途積立金	15,000
会員権	126	繰越利益剰余金	1,917
保険積立金	169	自 己 株 式	△623
その他の他	0	評価・換算差額等	36
貸倒引当金	△49	その他有価証券評価差額金	36
資 産 合 計	42,178	純 資 産 合 計	21,398
		負 債 純 資 産 合 計	42,178

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	36,012
売	上	原	31,799
売	上	総	4,212
販	費	及	2,899
営	業	業	1,313
営	業	外	1,532
補	助	金	279
受	取	補	1,148
そ		の	103
営	業	外	618
支	払	利	613
そ		の	5
経	常	利	2,226
特	別	損	182
減	損	損	142
投	資	有	11
店	舗	閉	17
関	係	会	10
税	引	前	2,043
法	人	税	432
法	人	税	331
当	期	純	1,280

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金					自 己 株	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
				圧縮記帳積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	863	16,397	△623	20,307
会計方針の変更による 累積的影響額						△36	△36		△36
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	826	16,360	△623	20,271
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の積立							-		-
圧縮記帳積立金の取崩				△0		0	-		-
別途積立金の積立							-		-
剰余金の配当						△190	△190		△190
当 期 純 利 益						1,280	1,280		1,280
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	-	1,090	1,090	-	1,090
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	1,917	17,450	△623	21,361

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	30	30	20,338
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△36
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	30	30	20,301
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の積立			-
圧縮記帳積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△190
当 期 純 利 益			1,280
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	6	6	6
事業年度中の変動額合計	6	6	1,096
当 期 末 残 高	36	36	21,398

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 康 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 康 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）の第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

セントラルスポーツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河本 勝 ⑩

監査等委員 岩崎 厚宏 ⑩

監査等委員 原田 睦巳 ⑩

(注) 監査等委員岩崎厚宏および原田睦巳は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう4名減員し、取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	ご とう ただ はる 後 藤 忠 治 (1941年12月4日生)	1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年 5月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現：セントラルスポーツ株式会社) 設立 1970年 5月 当社取締役 1976年 5月 当社代表取締役副社長 1977年 5月 当社代表取締役社長 2014年 4月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上において、必要不可欠と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	598,795株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ごとうせいじ 後藤 聖治 (1969年8月28日生)	1995年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 当社入社 1999年5月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2001年3月 当社経営企画室長 2003年6月 当社常務取締役 2005年7月 当社営業本部副本部長 2007年6月 当社専務取締役 当社営業本部長 2011年10月 当社代表取締役副社長 2014年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を中心に豊富な経験、高い見識と強い変革力を有していることから、これらの経験と見識および同氏のリーダーシップが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上において、必要不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	573,100株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まつ だ ゆう じ 松 田 友 治 (1962年4月11日生)	<p>1983年11月 当社入社 2006年4月 当社人事部長 2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 2015年6月 当社取締役 2019年4月 当社健康サポート部担当(現任) 2019年5月 当社常務取締役(現任) 2022年4月 当社レジャー事業部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ監査役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経理・人事・経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験、リーダーシップと高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,500株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	きもと ただす 木本 匡 (1955年1月14日生)	<p>1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東日本第二営業部長 2002年11月 当社執行役員 2006年4月 当社第四営業部長 2009年4月 当社第一営業部長 2012年4月 当社アカデミー部長 2015年5月 当社アカデミー部担当兼研究所担当 2015年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 当社営業本部副本部長 2019年4月 当社営業部・営業企画部(現任)・レジャー 事業部担当 2020年11月 当社アカデミー部長 2022年4月 当社アカデミー部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ取締役</p>	11,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験に基づいたリーダーシップを活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	つる た かず ひこ 鶴田 一彦 (1959年7月23日生)	<p>2003年6月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2012年4月 当社マーケティング部長 2019年4月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 浜松グリーンウェーブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役</p>	3,500株
<p>(取締役候補者とした理由) 鶴田一彦氏は当社の店舗開発部門をはじめマーケティング・新規事業開発等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と的確な判断力を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成 (2022年6月29日以降の予定)

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験を持った人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、以下の取締役の構成は、本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	現在の当社における地位	企業経営	コーポレート・ガバナンス	財務・会計	リスク管理 法務・	人事・人材開発	マーケティング 営業・	新規事業 研究・
後藤 忠治	代表取締役会長	●	●		●		●	
後藤 聖治	代表取締役社長	●	●			●	●	
松田 友治	常務取締役		●	●		●	●	
木本 匡	取締役		●			●	●	●
鶴田 一彦	取締役		●		●		●	●
河本 勝	取締役 監査等委員・常勤		●	●	●	●		
岩崎 厚宏	社外取締役 監査等委員	●	●	●	●			
原田 睦巳	社外取締役 監査等委員		●		●		●	●

※各人に特に期待する項目を4つまで記載しております。

上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が監査法人日本橋事務所を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の独立性、専門性および品質管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

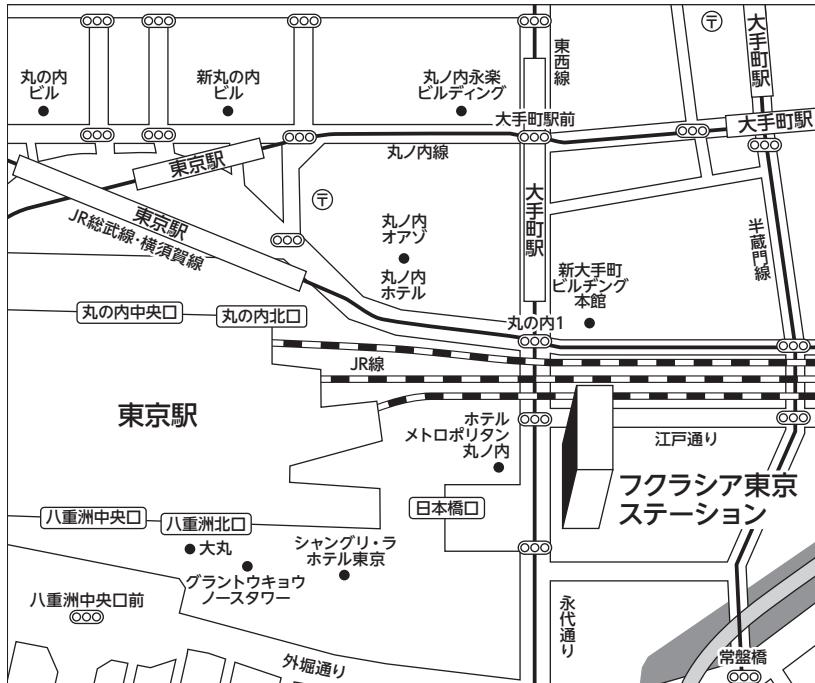
(2022年3月31日現在)

名 称	監査法人日本橋事務所
主たる事業所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目2番9号 三晶ビル
職 員 数	61名
沿 革	1952年 創業
	1969年 監査法人に改組
	2014年 Baker Tilly Internationalに加盟

以 上

第52回定時株主総会会場ご案内図

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル
フクラシア東京ステーション 5階会議室



交通のご案内

- ・ J R 東京駅、地下鉄大手町駅 地下直結
- ・ J R 東京駅 日本橋口から徒歩1分

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にスマートフォン、インターネットまたは郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のお土産は、特段ご用意させていただいておりません。